

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

金ヶ崎町長

|                   |                             |  |
|-------------------|-----------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 金ヶ崎町<br>( 03-381 )          |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 南方地区<br>(横道上、横道下、藤巻、御免、高谷野) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和8年2月10日<br>(第2回)          |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化と人材不足、耕作放棄地の増大などの問題を抱えている。地域農業を継続するため、「農地の集積」や「中心となる農業従事者(法人と個人経営者)を育てる」こと、「さらには「新たな若い就農者の受け入れ」が必要との考えが多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作放棄地を増やすことは、農業環境や景観を悪くすることから、当面は各農家が現状を維持して農地を守っていくこととするが、将来に向けて、地域の中心的な農業従事者や大規模経営体へ農地の集積を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 284.2 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 284.2 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業振興地域内農用地区域外農地(白地)の一部を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

